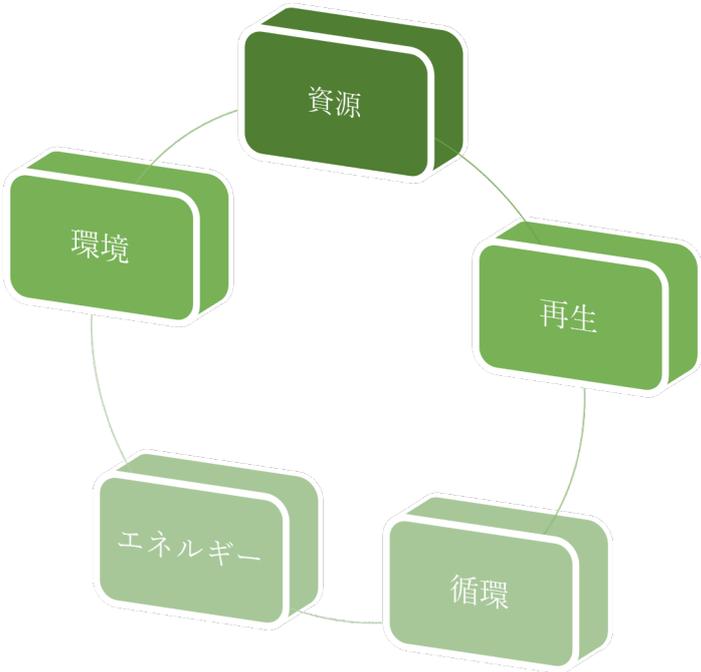


忠岡町一般廃棄物処理基本構想



令和 4 年 5 月

忠 岡 町

目次

第1章 基本的事項

1 策定の背景	1
2 位置付け	2
3 適用範囲	5
4 基本計画の期間	5

第2章 町勢の現況

1 地勢	6
2 人口等の動向	6
3 産業の動向	9
4 住民意向	12

第3章 ごみ処理の現況

1 ごみ処理体制	13
2 ごみ排出量及びごみ処理の実績	16
3 ごみ処理の評価	22
4 課題の抽出	25

第4章 ごみ処理基本構想

1 課題に基づく検討事項	28
2 ごみ処理の基本的な考え方	35
3 基本構想	37

第5章 生活排水処理

1 生活排水処理の現況	39
2 基本方針	41

第 1 章 基本的事項

1 策定の背景

忠岡町（以下、「本町」という。）では、一般廃棄物処理行政の推進と循環型社会の形成に寄与することを目的とした、一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）を、平成 24 年 2 月に策定し、計画期間 15 年間の中間目標年度である平成 28 年度に改定しています。

今回は 2 回目の改定になりますが、平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された持続可能な社会をめざして目標を掲げた”SDGs”の達成に貢献できる施策や、平成 30 年 6 月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生など、持続可能な社会づくりへの総合的な取り組みが示されていることから、基本計画策定に先立ち、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を検討し、令和 4 年度に策定予定の基本計画に繋いでいくために、一般廃棄物処理基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定するものです。

一般廃棄物処理における地球温暖化対策として、3R の推進による焼却量や埋立処分量抑制を図るとともに、焼却せざるを得ない廃棄物については、そのエネルギーを極力有効活用するよう求められています。焼却時に高効率な発電や廃熱利用を行い、エネルギー回収量を確保することは、化石燃料の使用量抑制が図れるとともに、ゼロカーボンのエネルギーを生み出すことに繋がります。

忠岡町クリーンセンター（以下、「クリーンセンター」という。）は、ごみ焼却時のエネルギー回収設備はなく、今後の循環型社会づくりを踏まえた廃棄物処理システムについて検討が必要であると考えています。

また、稼働後約 35 年が経過し、維持管理コストの増大も想定されています。本町では厳しい財政状況に加え、少子高齢化・人口減少の進行、地域経済に対する懸念等、様々な社会経済情勢に対応することも併せて求められていることから、エネルギーを有効活用している近隣の一般廃棄物処理施設への委託、或いは PPP/PFI を活用した廃棄物処理について調査・検討するとともに、一般廃棄物の安定的かつ適正な処理と、循環型社会を実現することを目的とし、住民、事業者、忠岡町が共通の認識に立ち、それぞれが取り組むべき役割と方向性を見出していきます。

2 位置付け

基本構想は、本町の一般廃棄物処理に関する計画の一つとして定めます。長期的・総合的視点に立ち、計画的なごみ処理の推進を図るための基礎となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から、最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定め、上位計画と整合を図って策定します。



【関連する計画等】

一般廃棄物処理構想と他の計画との関係

(1) 環境基本計画

環境基本計画は、環境基本法（平成5年法律第91号）第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたものである。第四次環境基本計画（平成24年4月閣議決定）では、優先的に取り組む9つの重点分野の一つとして、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」が位置づけられている。

(2) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）は、循環基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものである。第三次循環基本計画（平成25年5月閣議決定）では、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜しており、市町村は、地域循環圏の形成等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割を果たすこと、さらに相互に緊密に連携して協力していくことが求められている。

また、循環型社会形成に関する取組指標として、一般廃棄物の減量化に係る目標値が設定されている。

(3) 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法基本方針は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められるものである。平成28年1月に変更された廃棄物処理基本方針（平成28年環境省告示第7号）は、①廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向、②廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項、③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項、④廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項、⑤非常災害時における③、④に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項、⑥その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項が定められている。

市町村は、この基本方針を踏まえて、当該市町村の一般廃棄物処理計画を策定することが適当である。

(4) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に即して定められるものである。

平成25年5月に閣議決定された計画においては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提として、廃棄物等の適正な循環的利用や適正な処分のための施設等を整備し、循環型社会の形成を図ることとされており、また、災害対策の強化を目指し強靱な廃棄物処理システムを確保することとされている。

(5) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律等個別リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づき、食品小売業、外食産業等の食品関連事業者がそ

の一般廃棄物である食品廃棄物の再生利用、収集運搬を廃棄物処理業者等に委託して行う場合がある。このほか、個別リサイクル法に基づき、市町村以外の者が一般廃棄物の再生利用等の処理を行う場合がある。これらの場合に再生利用等が円滑に行われるよう配慮することが適当である。

(6) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温暖化対策法」という。）第 8 条に基づき、平成 28 年 5 月に地球温暖化対策計画が閣議決定された。当該計画では廃棄物処理における取組として 3 R の推進や廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等の更なる推進等についても規定されており、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、当該計画と整合性の取れたものとする必要がある。

(7) プラスチック資源循環戦略

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号。以下「プラ新法」という）の基礎とし、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための戦略が掲げられている。プラ新法では、プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計、ワンウェイプラスチックの使用の合理化、プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等が基本方針として記されている。

(8) 廃棄物処理計画

都道府県は、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 1 項の規定により、廃棄物処理法基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。廃棄物処理計画においては、一般廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項や一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項について定められている。

一般廃棄物処理計画は、市町村が策定するものであるが、特に市町村の区域を越えて広域的な処理の計画の策定等を必要とする場合においては、関係市町村からの要請等に応じて、都道府県は廃棄物処理計画に基づき技術的援助を適宜行いながら、市町村間の調整に協力すべきである。

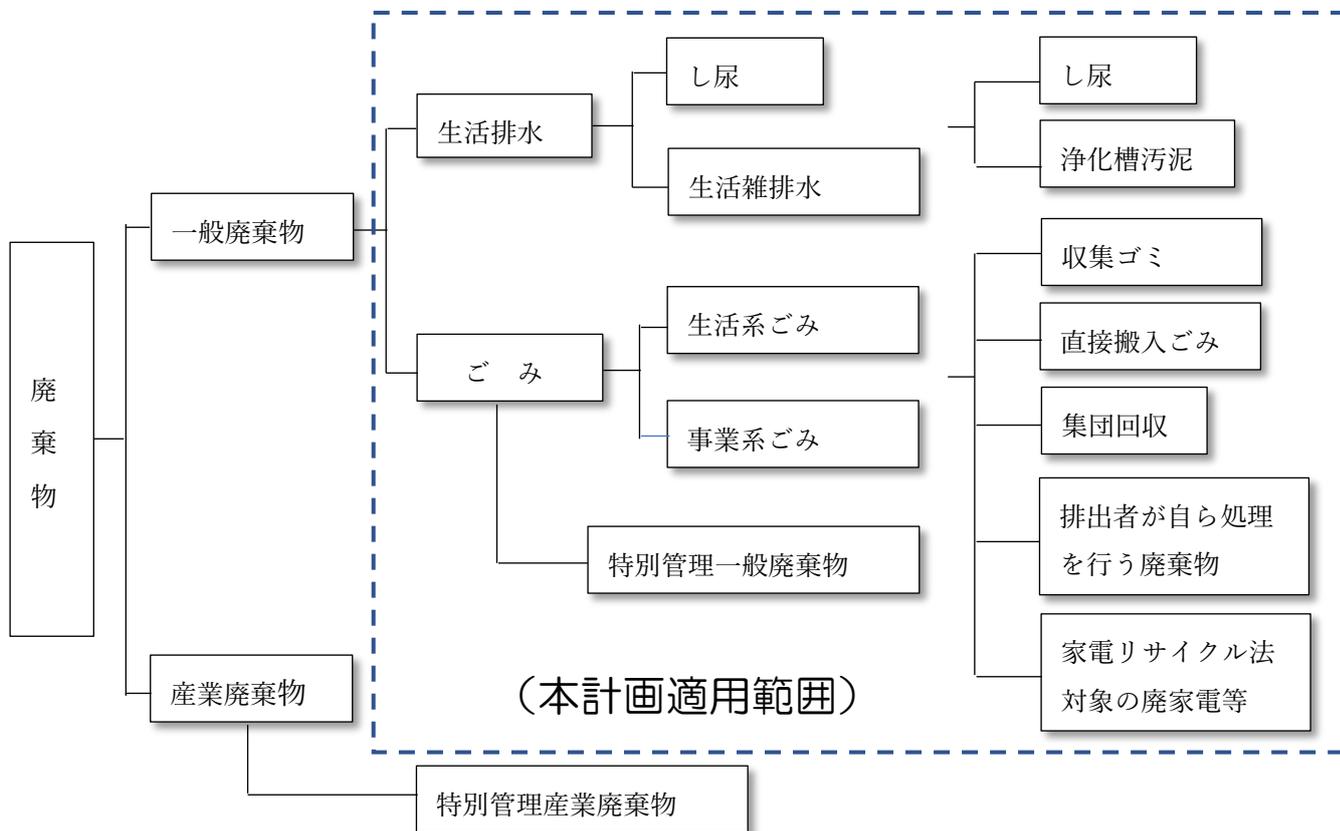
なお、廃棄物処理計画と市町村が策定する一般廃棄物処理計画との関係については、法令上は直接関係を有するものではないが、廃棄物処理計画の策定に当たっては、関係市町村の意見を聴くこととされており、両計画は整合性の取れたものとするのが適当である。

(9) その他関連する市町村計画

市町村において、「環境基本計画」や「循環型社会形成推進計画」、温暖化対策法に基づく「地方公共団体実行計画」、「災害廃棄物処理計画」等を策定している場合には、これらの計画との整合性に配慮する必要がある。また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条第 1 項に基づく「市町村分別収集計画」や「循環型社会形成推進地域計画」を策定する場合には、一般廃棄物処理計画との整合性に配慮する必要がある。

3 適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、本町で発生するすべての一般廃棄物とする。
 ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、『家電リサイクル法』等の対象となる廃家電等々特別管理一般廃棄物は本町において処理を行わないため、ごみ排出量を把握する対象から除外する。



4 基本計画の期間

基本計画は15年間の長期計画として目標年度を、当初令和8年度に定めた。計画の前提となる諸条件の変動等を考慮し、5年ごとに中間見直しを予定し、今回は2回目の改定です。社会的情勢の変化を勘案して令和3年度に基本構想を策定し、令和4年度に基本計画の見直しを実施するものとし、新たに改定された計画として、令和5年度から令和9年度を計画期間とします。

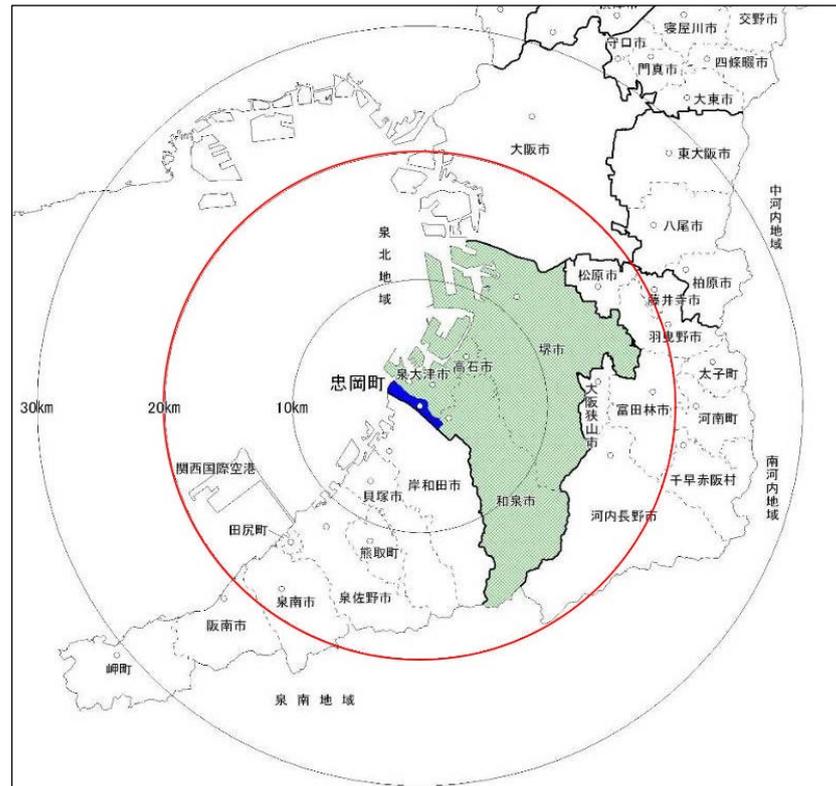


第2章 町勢の現況

1 地勢

(1) 位置・面積

忠岡町は、大阪府の西南部、町域の西側は大阪湾に面する臨海平坦部に位置し、北は大津川・牛滝川を境に泉大津市、東は和泉市、南は岸和田市に接しており、東西に長く南北に短い形状で、町域面積は 3.97k m²と町としては全国で最も小さく、全体的に平坦な地形です。

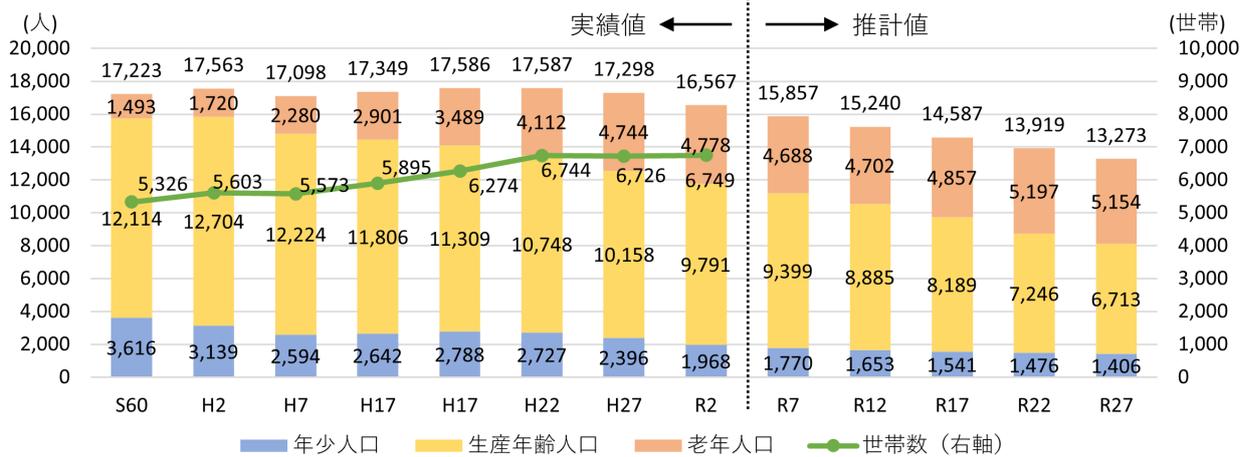


2 人口等の動向

①総人口及び年齢3区分別人口の推移

- ・総人口は、平成 22 年をピークに減少傾向に転じており、令和 27 年には 13,273 人（令和 2 年と比べて約 3,300 人減少）になると推計されています。
- ・世帯数は、約 5,300 世帯から約 6,800 世帯の間で推移しており、令和 2 年時点では 6,749 世帯と、昭和 60 年と比べると約 1,400 世帯増加しています。
- ・年齢3区分別人口は、年少人口（0～14 歳）・生産年齢人口（15～64 歳）が減少傾向、老年人口（65 歳以上）が増加傾向にあり、少子高齢化の進行が予測されます。特に年少人口、生産年齢人口ともに約 3 割減（令和 2 年と令和 27 年の比較）と減少の幅が大きくなっています。

総人口及び年齢3区分別人口の推移

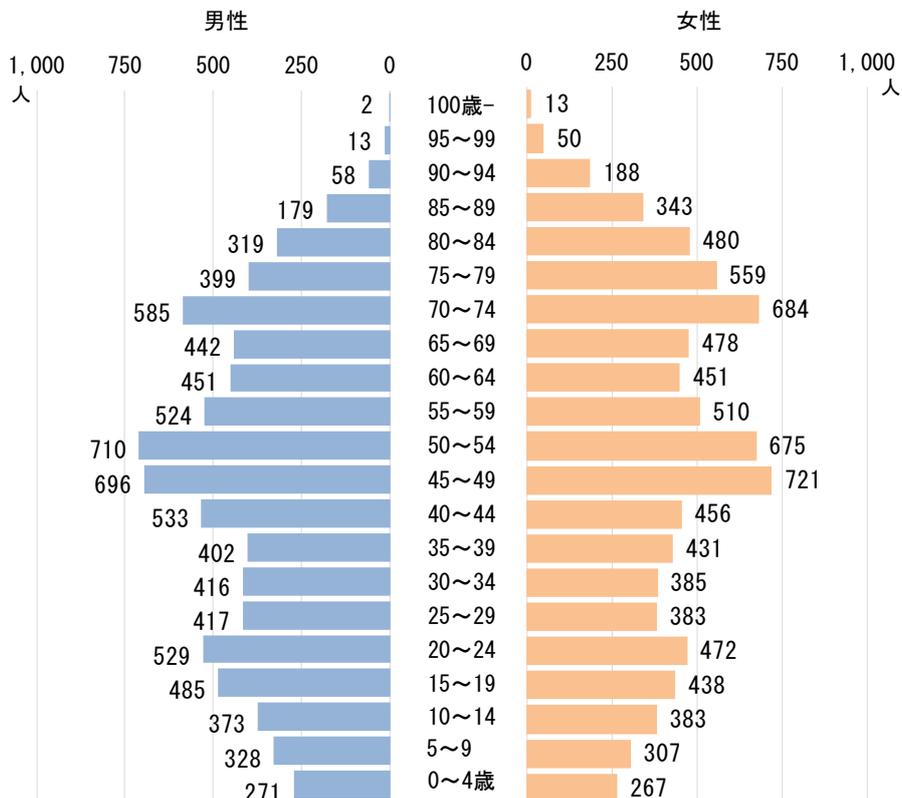


出典：国勢調査結果（総務省統計局）を基に作成、推計値は「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に作成

②人口ピラミッド

- ・本町の人口ピラミッドを見ると、40歳代後半及び50歳代前半に当たる第二次ベビーブーム世代が最も多く、次いで、70歳代に当たる第一次ベビーブーム世代（団塊の世代）が多くなっています。
- ・20歳代後半の人口が少なくなっており、就職や結婚、子育ての時期に本町から流出していると考えられます。年少人口は5歳階級ごとに減少しており、少子化の進行がうかがえます。

人口ピラミッド



出典：住民基本台帳（令和2年1月末時点）を基に作成

③社会動態

- ・平成 22 年以降は概ね転出超過となっています。近年は、令和元年を除いて約 30～50 人の減少で推移しています。

転入数及び転出数の推移

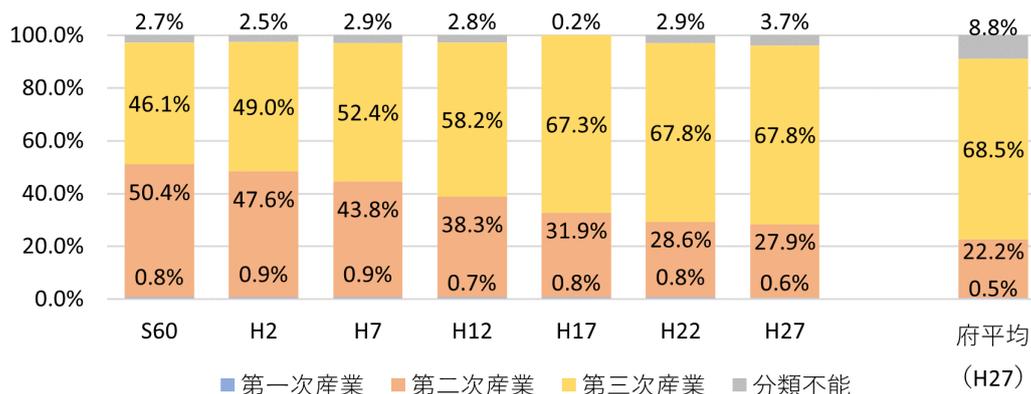


出典：住民基本台帳（令和 2 年 1 月末時点）を基に作成

④産業別就業人口割合

- ・産業別就業人口割合^注は、第一次産業・第二次産業の就業者が減少傾向にあり、第三次産業の就業者が増加しています。
- ・平成 27 年において大阪府平均と比較すると、第二次産業の就業者割合は高くなっています（忠岡町：27.9%、大阪府平均：22.2%）。

産業別就業人口割合の推移



出典：国勢調査結果（総務省統計局）を基に作成

注) 第一次産業：農業/林業/漁業

第二次産業：鉱業/建設業/製造業

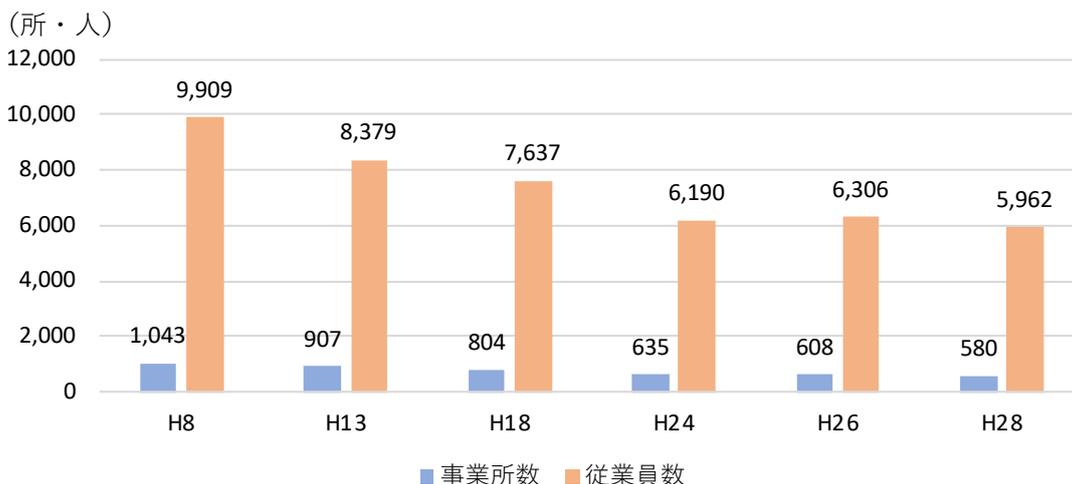
第三次産業：電気・ガス・熱供給・水道業/情報通信業/運輸業、郵便業/卸売業、小売業/金融業、保険業/不動産業、物品賃貸業/学術研究、専門・技術サービス業/宿泊業、飲食サービス業/生活関連サービス業、娯楽業/教育、学習支援業/医療、福祉/複合サービス事業/サービス業（他に分類されないもの）/公務

3 産業の動向

①事業所・従業者数

・全産業の事業所数及び従業者数は減少傾向にあり、平成 28 年には、事業所数 580 所、従業者数 5,962 人となっています。

事業所数及び従業者数の推移

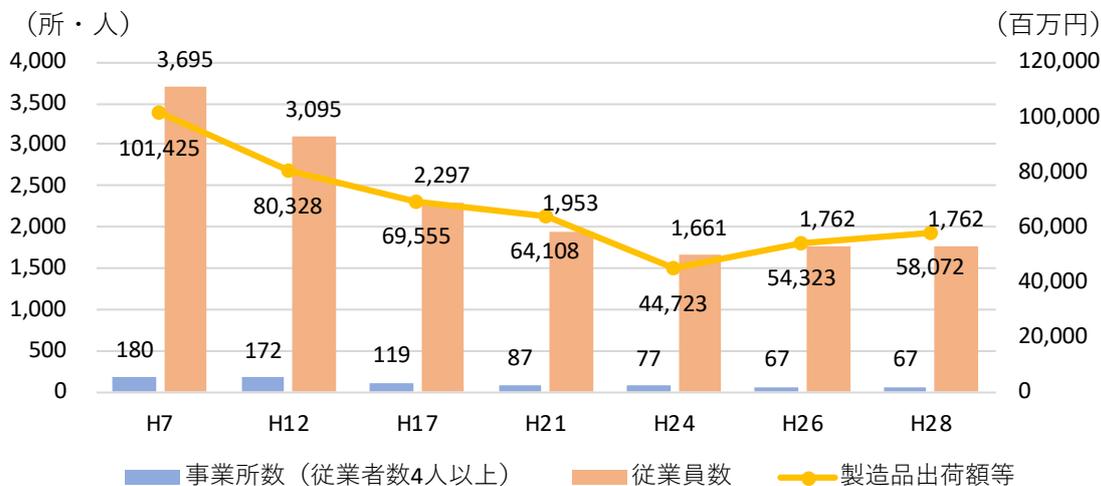


出典：大阪府統計年鑑を基に作成

②工業（製造業）

・製造業の従業者数及び製造品出荷額等は、平成 24 年まで急激な減少が見られたがそれ以降は微増傾向にあり、平成 28 年には、事業所数 67 所、従業者数 1,762 人、製造品出荷額等 58,072 百万円となっています。

製造業における事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

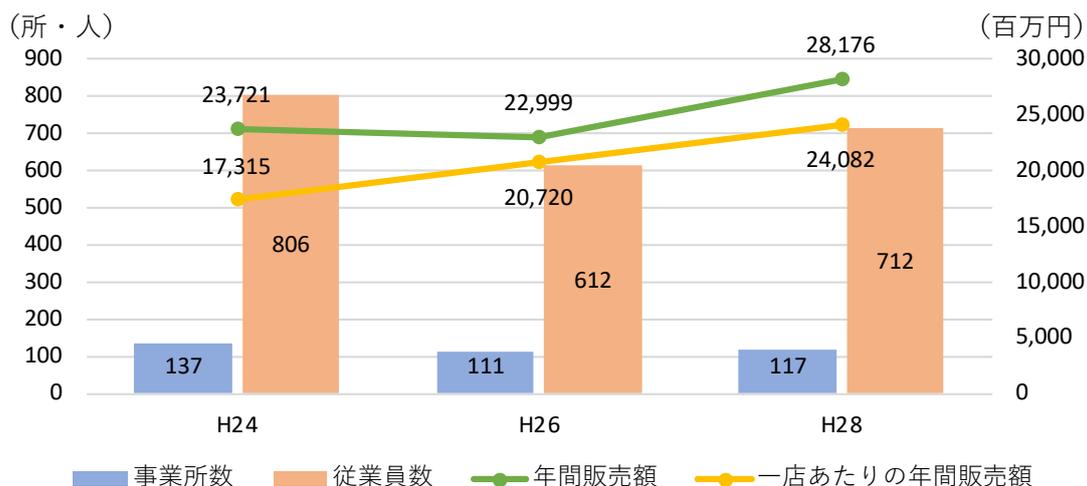


出典：大阪府統計年鑑を基に作成

③商業（卸売業・小売業）

- ・商業（卸売業・小売業）の従業員数及び年間商品販売額は、平成 26 年以降は増加傾向にあり、平成 28 年には、事業所数 117 所、従業員数 712 人、年間商品販売額 28,176 百万円となっています。
- ・商業の中心性指数^注は、約 0.2 で推移しています。

商業における年間商品販売額の推移



出典：経済センサスを基に作成

商業における中心性指数の推移

	H24	H26	H28
中心性指数	0.23	0.25	0.26
年間商品販売額[百万円]	23,721	22,999	28,176
人口[人]	17,859	17,493	17,187
年間商品販売額（大阪府）[百万円]	50,425,250	47,303,124	55,693,043
人口（大阪府）[人]	8,859,595	8,843,160	8,837,812

出典：経済センサス、大阪府統計年鑑を基に作成

注）忠岡町の小売業が大阪府の顧客をどれだけ吸収しているかを示す指標であり、以下の算定式によって算出される。

$$\frac{\text{町内小売業年間販売額} / \text{町の人口}}{\text{府内小売業年間販売額} / \text{大阪府の人口}}$$

④農業

- ・農家数^{注)}は減少傾向にあり、平成27年では68戸（平成17年比▲17.1%）となっています。
- ・経営耕地面積も減少傾向にあり、平成27年では1,763a（平成17年比▲23.2%）となっています。

農家数及び経営耕地面積の推移

	H17	H22	H27
農家数	82 戸	77 戸	68 戸
専業農家	6 戸	6 戸	2 戸
第1種兼業農家	1 戸	3 戸	3 戸
第2種兼業農家	15 戸	8 戸	10 戸
自給的農家	60 戸	60 戸	53 戸
経営耕地面積	2,295a	2,032a	1,763a

出典：大阪府統計年鑑を基に作成

- 注) 農家：経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯。
 専業農家：世帯員のなかに兼業従事者（1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家。
 第1種兼業農家：農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家。
 第2種兼業農家：兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家。
 自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

4 住民意向

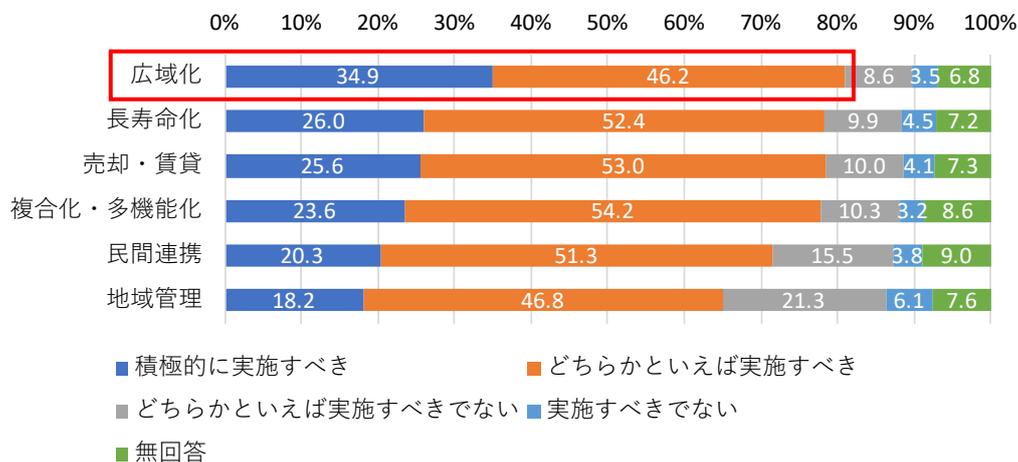
令和2年忠岡町総合計画策定時に実施したアンケート調査によると、廃棄物処理に関連する4Rや再生可能エネルギーの活用、SDGsについての項目の選択は少なかった。

一方、「公共施設」については、将来的な維持管理・更新費の増加が見込まれていることから、今後の施設運営は、「複合化・多機能化」や「広域化」、「長寿命化」などの実施を望む意見が多く、特に「広域化」については「積極的に実施すべき」の割合が多い傾向がみられます。

将来の忠岡町の姿として望ましいこと（複数回答）



今後の施設運営（公共施設のあり方）（単数回答）



第3章 ごみ処理の現況

1 ごみ処理体制

(1) ごみ処理体系の概要

①分別区分

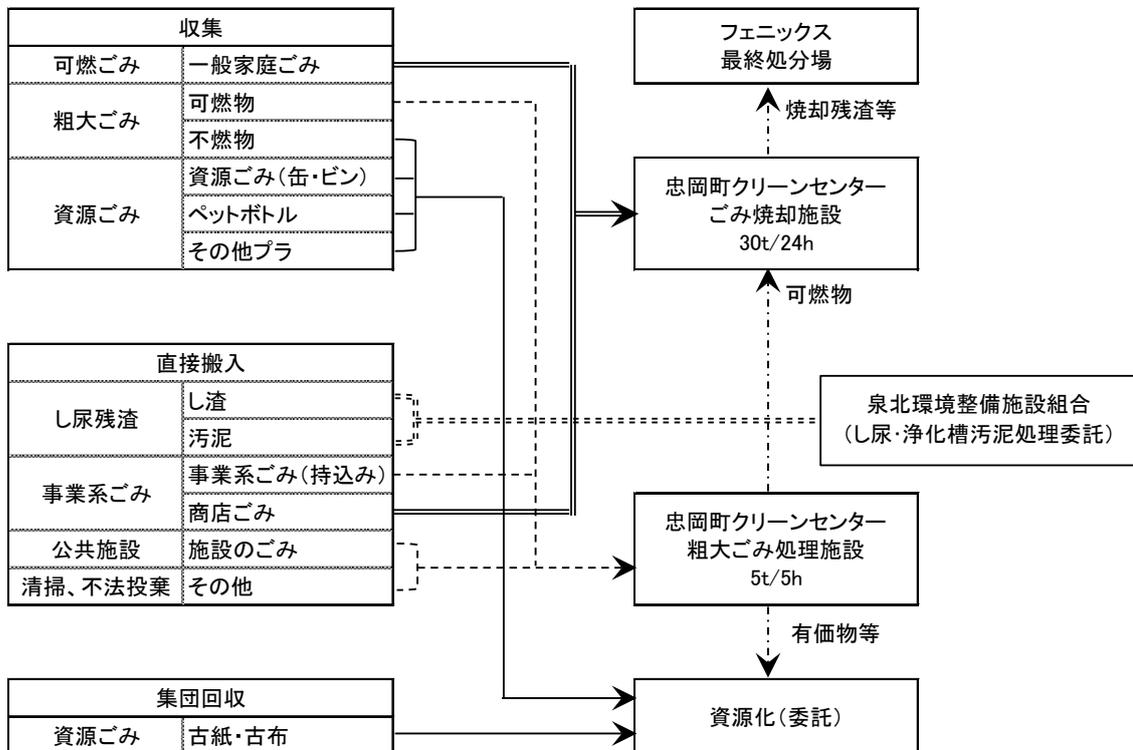
- ・一般家庭ごみ（週2回）、資源ごみ（プラスチック製容器包装、空きカン・空ビン：週1回、ペットボトル:月2回）、粗大ごみ（指定日に収集）について収集を行っています。このうち、一般家庭ごみと粗大ごみは有料化を実施しており、一般家庭ごみは指定ごみ袋による排出を実施し、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼り付けて排出することとしています。
- ・処理困難物は販売店や専門処理業者に委託するように指導、さらに、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の廃家電についても家電リサイクル法に基づいた処理を行うよう指導している他、パソコンについてもメーカー等への引き渡しを指導しています。

分別区分	収集対象物	排出方法	収集回数
一般家庭ごみ	生ごみ、紙くず、おむつ、小さなプラスチック製品・汚れたプラスチック製容器包装、小さなゴム類、木類・草類（枝の太さ10cm、長さ30cmまで）、小さな繊維類	一般家庭ごみ指定袋に入れて出す	週2回
資源ごみ	プラスチック製容器包装（その他プラ）	透明・半透明袋に入れて出す	週1回
	空きカン・空きビン	透明・半透明袋に入れて出す	週1回
	ペットボトル	透明・半透明袋に入れて出す	月2回
粗大ごみ	家具、電気・ガス・石油・厨房器具、寝具・敷物・建具、皮製品・靴、金属製品、刃物、プラスチック類・おもちゃ、楽器・スポーツ用品、衣類、陶磁器・段ボール・傘・木片・斗缶・自転車など	粗大ごみ処理券を貼り付けて収集日に出す又は直接搬入	指定日に収集

処理困難物	処理・引取先
バイク、バッテリー、タイヤ、自動車部品、農機具など 消火器、ガスボンベ、ドラム缶、金庫 ピアノ、オルガン、エレクトーン 廃油、廃酸・廃アルカリ、劇薬、毒物 建築廃材、がれき類、コンクリート類、土砂、流し台など 注射器、注射針	販売店、専門処理業者

②ごみ処理フロー

- ・忠岡町では家庭系ごみの5分別を行っており、品目としては一般家庭ごみ、缶・ビン、ペットボトル、その他プラ、粗大ごみに分かれています。
- ・直接搬入ごみとして事業系ごみ、商店ごみ、施設のごみ、その他のごみがある。
- ・これまで忠岡町し尿処理場から搬入されていたし渣（従来の「し尿前処理」をいう。）及び汚泥（従来の「し尿脱水ケーキ」をいう。）は、し尿及び浄化槽汚泥の処理そのものを平成28年6月より泉北環境整備施設組合に委託しています。
- ・一般家庭ごみ、商店ごみ（主に生ごみ）、粗大ごみ処理施設で発生した可燃物はクリーンセンターで焼却処理される。焼却に伴い排出された不燃物及び薬剤処理飛灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下、「大阪湾フェニックスセンター」という。）へ搬出しています。
- ・粗大ごみのうち、不燃物については、クリーンセンターにて保管後、資源物として資源回収業者へ搬出しています。
- ・資源ごみは、クリーンセンターにて一時保管し、その後、空き缶・空きビンについては資源回収業者へ、ペットボトルについては公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡し、資源化されています。
- ・古紙・古布・紙パックについては集団回収を実施しています。



本町のごみ処理システム

(2) 排出抑制

①廃棄物減量等推進審議会の設置

- ・忠岡町では、平成5年度に一般廃棄物の減量等に関する事項を調査審議するため、「忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、「忠岡町廃棄物減量等推進審議会」を設置。

②家庭用生ごみ処理機器購入の助成

- ・ごみ減量化対策の一環として実施している家庭用生ごみ処理機器購入助成金について平成27年度より手動式及びコンポストを助成対象として拡充し、助成金を交付。

③使用済小型家電の回収・リサイクル

- ・平成25年12月より、使用済小型家電を町内に設置の専用ボックスにより回収し、リサイクルする実証事業を開始。

(3) ごみ処理主体

収集ごみの収集運搬及びすべてのごみの中間処理、最終処分について委託。

(4) 収集・運搬

収集ごみについては戸別収集方式で収集。

(5) 処理手数料

粗大ごみは平成19年10月より、一般家庭ごみは平成20年10月より有料化を開始、発生抑制・減量化の推進を行っています。また、直接搬入については重量に応じた手数料を徴収し、臨時ごみについては本町が許可する収集運搬許可業者に依頼するもので、重量に応じた手数料を徴収しています。

(6) 中間処理

①焼却施設

- ・忠岡町の所有する焼却施設にて処理

②粗大ごみ処理施設

- ・忠岡町の所有する粗大ごみ処理施設にて処理

(7) 最終処分

忠岡町は大阪湾圏域広域処理場整備事業(大阪湾フェニックス事業)に参画しており、最終処分対象物を大阪湾フェニックスセンターへ搬出しています。

2 ごみ排出量及びごみ処理の実績

(1) ごみの種類別排出量

①ごみ排出量

- ・総排出量は、平成 23 年度以降微減傾向にあり、令和 2 年度は 5,511t/年。
- ・収集ごみ量と直接搬入ごみ量の比率は、令和 2 年度は、収集 71.0%、直接搬入 20.6%（集団回収 8.4%）となっており、それぞれ一般家庭ごみ、事業系ごみ（持込み）が最も多くなっている。集団回収量についても減少傾向にある。
- ・平成 26 年 10 月から、その他プラの分別を開始し、繊維ごみの収集を取り止めた。

ごみ排出量の推移

項 目		単 位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	
人 口		人	17,306	17,226	17,144	17,066	16,895	
収 集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	t/年	3,453	3,443	3,301	3,107	3,057
	粗大ごみ	可燃物	t/年	306	309	361	366	409
		不燃物	t/年	3	2	5	14	1
	資源ごみ	資源ごみ(缶・ビン)	t/年	225	217	222	194	197
		ペットボトル	t/年	46	48	57	54	55
		その他プラ	t/年	147	154	165	173	185
	繊維ごみ	事業系ごみ(収集)	t/年	0	12	12	10	7
(計)		t/年	4,180	4,185	4,123	3,918	3,911	
直 接 搬 入	し尿残渣	し渣	t/年	6	0	0	0	0
		汚泥	t/年	44	0	0	0	0
	事業系ごみ	事業系ごみ(持込)	t/年	513	451	471	479	460
		商店ゴミ	t/年	345	352	357	385	362
	公共施設	施設のごみ	t/年	105	104	113	118	121
	清掃、不法投棄	その他	t/年	220	224	200	216	191
(計)		t/年	1,233	1,131	1,141	1,198	1,134	
集団回収	古紙・古布	t/年	576	573	544	516	466	
総排出量		t/年	5,989	5,889	5,808	5,632	5,511	
1人当たりの ごみ排出量		kg/年	346.1	341.9	338.8	330.0	326.2	
1人1日当たりの ごみ排出量		g/日	948.2	936.7	928.2	904.1	893.7	

②ごみ原単位の推移

・ごみ排出量は人口の推移に大きく影響されるため、収集ごみ（事業系を除く）及び集団回収であれば人口1人1日当たりの平均排出量、直接搬入ごみ及び事業系ごみ（収集）であれば1日当たりの平均排出量を指標とし、これらを「原単位」と呼ぶ。それぞれの算出方法は、次のとおりです。

- ・収集ごみ原単位（g/人・日）＝収集ごみ排出量（t/年）÷人口÷365日×10⁶
- ・直接搬入ごみ原単位（t/日）＝直接搬入ごみ排出量（t/年）÷365日
- ・集団回収原単位（g/人・日）＝集団回収量（t/年）÷人口÷365日×10⁶
- ・総排出原単位（g/人・日）＝総排出量（t/年）÷人口÷365日×10⁶

ごみ原単位の推移

項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
人口		人	17,306	17,226	17,144	17,066	16,895	
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	g/人・日	546.6	547.6	527.5	498.8	495.7
		粗大ごみ	可燃物	g/人・日	48.4	49.1	57.7	58.8
	不燃物		g/人・日	0.5	0.3	0.8	2.2	0.2
	資源ごみ	資源ごみ（缶・ビン）	g/人・日	35.6	34.5	35.5	31.1	31.9
		ペットボトル	g/人・日	7.3	7.6	9.1	8.7	8.9
		その他プラ	g/人・日	23.3	24.5	26.4	27.8	30.0
	繊維ごみ	事業系ごみ（収集）	t/日	0.00	0.03	0.03	0.03	0.02
			g/人・日	0.0	1.9	1.9	1.6	1.1
	（計）		g/人・日	661.7	665.6	658.9	629.0	634.2
直接搬入	し尿残渣	し渣	t/日	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00
			g/人・日	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0
		汚泥	t/日	0.12	0.00	0.00	0.00	0.00
			g/人・日	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	事業系ごみ	事業系ごみ（持込）	t/日	1.41	1.24	1.29	1.31	1.26
			g/人・日	81.2	71.7	75.3	76.9	74.6
		商店ゴミ	t/日	0.95	0.96	0.98	1.05	0.99
			g/人・日	54.6	56.0	57.1	61.8	58.7
	公共施設	施設のごみ	t/日	0.29	0.28	0.31	0.32	0.33
			g/人・日	16.6	0.3	0.3	0.3	0.3
	清掃、不法投棄	その他	t/日	0.6	0.61	0.55	0.59	0.52
			g/人・日	34.8	35.6	32.0	34.7	31.0
			（計）	t/日	3.4	3.1	3.1	3.3
		g/人・日	195.2	179.9	182.3	192.3	183.9	
集団回収	古紙・古布	g/人・日	91.2	91.1	86.9	82.8	75.6	
総排出量		g/人・日	948.1	936.6	928.2	904.1	893.7	

(2) 中間処理量

①焼却処理量と減容化量

- ・ごみ総排出量の減少に伴い、焼却処理量も減少している。

ごみ総排出量

項目	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ごみ総排出量	t/年	5,989	5,889	5,808	5,632	5,511

焼却処理量と減容化量の推移

	項目	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
直接 焼却	一般家庭ごみ	t /年	3,453	3,443	3,301	3,107	3,057
	し渣	t /年	6	0	0	0	0
	汚泥	t /年	44	0	0	0	0
	商店ごみ	t /年	345	352	357	385	362
	(計)	t /年	3,848	3,795	3,658	3,492	3,419
処理後 焼却	粗大ごみ (可燃物)	t /年	306	309	361	366	409
	事業系ごみ (持込)	t /年	513	451	471	479	460
	施設のごみ	t /年	105	104	113	118	121
	ペットボトルの可燃物	t /年	23	24	28	27	27
	その他の可燃物	t /年	211	215	192	207	183
	(計)	t /年	1,158	1,103	1,165	1,197	1,200
クリーンセンター焼却量		t /年	5,006	4,898	4,823	4,689	4,619
焼却 残渣	焼却灰	t /年	383	433	388	399	346
	不燃物	t /年	204	181	210	200	208
	(計)	t /年	587	614	598	599	554
減容化量		t /年	4,419	4,284	4,225	4,090	4,065
減容化率		%	73.8	72.7	72.7	72.6	73.8

※減容化量 = クリーンセンター焼却量 - 焼却残渣

※減容化率 = 減容化量 ÷ ごみ総排出量

②資源化量

- ・資源化量は平成 26 年度まで微減で推移していたが、平成 26 年 10 月から開始した廃プラの分別により平成 27 年度以降は増加している。
- ・資源化率はごみ総排出量が減少傾向にあるが、ほぼ横ばいで推移しています。

資源化量の推移

項目		単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
資源ごみ (缶・瓶)	スチール缶	t/年	40	36	32	28	26
	アルミ缶	t/年	7	7	6	6	8
	ビン (カレット、青)	t/年	12	14	10	0	0
	ビン (カレット、白)	t/年	51	47	34	22	24
	ビン (カレット、茶)	t/年	45	48	32	25	24
	選別後ガラス	t/年	78	74	101	92	91
	ガラス・瓶屑	t/年	38	36	42	71	74
ペット	ペットボトル	t/年	33	26	28	24	20
廃プラ	廃プラ	t/年	150	159	165	172	180
粗大ごみ	粗大鉄くず	t/年	76	74	91	102	108
	新聞	t/年	1	1	1	1	1
	雑誌		6	3	6	5	4
	段ボール	t/年	10	8	9	10	13
繊維ごみ	繊維ごみ	t/年	552	546	569	526	475
集団回収	古紙・古布	t/年	576	573	544	516	466
資源化量合計		t/年	1,675	1,652	1,670	1,600	1,514
資源化率		%	28.0	28.1	28.8	28.4	27.5

※資源化率 = 資源化量合計 ÷ ごみ総排出量

(3) 最終処分量

ごみ総排出量の減少に伴い、最終処分量も減少しています。過去5年間で見ると、最終処分率は9.8～10.4%となっています。

最終処分量の推移

項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼却残渣	焼却灰	t/年	383	433	388	399	346
	不燃物	t/年	204	181	210	200	208
最終処分量		t/年	587	614	598	599	554
最終処分率		%	9.8	10.4	10.3	10.6	10.1

※最終処分量＝焼却灰＋不燃物

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

(4) ごみの組成調査

本町では、ごみ質やごみの排出実態・排出量の動向を把握する基礎資料を得るため、平成28年度に、もえるごみを対象とし、夏冬2回ごみ組成分析調査を行ったが、それ以降は、実施されていない。

その時の調査結果は、夏冬2回の結果を平均すると、「厨芥類」が最も多く38.4%であり、次いで「紙類」が32.2%、「プラ類」が14.9%が続いている。また、夏季と冬季との結果は概ね同様の傾向が示されているが、繊維類については夏季に比べ冬季に大きく減少している。

(5) ごみの性状

焼却施設に搬入された可燃ごみの性状は年4回分析しており、分析項目はごみの種類別組成、単位体積重量、低位発熱量、三成分となっている。

可燃ごみの組成分析

	項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
種 別 組 成	紙類	%	49.5	43.4	41.4	32.4	28.3
	布類	%	2.9	4.9	3.3	4.0	2.9
	ビニル・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	21.2	21.7	21.4	24.5	26.3
	木・竹・わら類	%	14.8	13.8	19.0	13.7	16.1
	厨芥類	%	7.2	12.2	8.2	14.2	13.9
	不燃物	%	2.7	2.3	2.5	2.7	4.8
	その他	%	1.6	1.7	4.1	8.4	7.7
単位体積重量		kg/m ³	133	145	151	162	153
低位発熱量		kJ/kg	8,225	7,410	8,090	7,075	6,843
三 成 分	水分	%	44.0	49.4	45.2	48.5	48.2
	灰分	%	6.5	4.6	5.8	7.5	9.1
	可燃分	%	49.5	45.9	49.0	44.0	42.8

※年平均値を示す。

ごみの種類別組成は、過去5年間を通して「紙類」が最も多く、全体の40%程度を占めており、次いで「ビニル・合成樹脂・ゴム・皮革類」、「木・竹・わら類」の順に続いている。「不燃物」や「その他」は、全体の7~10%程度であり、可燃物が多い。

(6) ごみ処理経費

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口	人	17,306	17,226	17,144	17,066	16,895
ごみ排出量	t/年	5,989	5,889	5,808	5,632	5,511
ゴミ処理経費	千円	584,956	585,827	611,185	554,138	841,989
清掃総務費	千円	117,386	139,572	144,627	146,630	149,104
クリーンセンター費	千円	467,570	446,255	466,558	407,508	692,885
1人当たりごみ処理費用	円/人	33,801	34,008	35,650	32,470	49,837
ごみ排出量1t当たり処理費用	円/t	97,672	99,478	105,232	98,391	152,783

3 ごみ処理の評価

(1) ごみ処理の分析

人口1人1日当たりごみ排出量、資源化率、最終処分率などの詳細分析は、令和4年度に策定する基本計画において評価をしていきます。

(2) ごみ処理の目標の達成状況

①ごみ排出量

- ・令和3年度目標値をクリアしているが、人口減少が予測より進行していることから、人口1人当たりで考えると目標値と同等の状況と思われる。
- ・可燃ごみは目標値を大きく下回っているものの、資源ごみは全ての項目で増えている。要因としては、その他プラとペットボトルの分別が住民に浸透したものと思われる。
- ・粗大ごみの可燃物が目標値より大幅に増加しており、要因の詳細調査が必要である。
- ・公共施設のごみが目標値より大幅に増加しており、要因の詳細調査が必要である。

ごみ排出量の達成状況

項目		単位	目標 R3	目標 R8	実績 R2	達成状況 (R3目標対比)	
人口		人	17,151	16,764	16,895	評価	
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	t/年	3,401	3,259	3,057	○ 344 t、10.11%減
	粗大ごみ	可燃物	t/年	244	228	409	× 165 t、67.62%増
		不燃物	t/年	1	1	1	
	資源ごみ	資源ごみ(缶・ビン)	t/年	187	163	197	× 10 t、5.35%増
		ペットボトル	t/年	48	47	55	× 7 t、14.58%増
		その他プラ	t/年	137	134	185	× 48 t、35.04%増
	繊維ごみ	事業系ごみ(収集)	t/年	-	-	7	
(計)		t/年	4,018	3,832	3,911	○ 107 t、2.66%減	
直接搬入	し尿残渣	し渣	t/年	-	-	0	
		汚泥	t/年	-	-	0	
	事業系ごみ	事業系ごみ(持込)	t/年	445	423	460	× 15 t、3.37%増
		商店ゴミ	t/年	329	314	362	× 33 t、10.03%増
	公共施設	施設のごみ	t/年	95	91	121	× 26 t、27.37%増
	清掃、不法投棄	その他	t/年	201	190	191	○ 10 t、4.98%減
(計)		t/年	1,070	1,018	1,134	× 64 t、5.98%増	
集団回収	古紙・古布	t/年	706	780	466	× 240 t、33.99%減	
総排出量		t/年	5,794	5,630	5,511	○ 283 t、4.88%減	

②資源化率

- ・令和3年度目標値をクリアしているが、人口減少が予測より進行していることから、人口1人当たりで考えると目標値と同等の状況と思われる。
- ・資源化率は、減少しながら推移すると考えられるため、今後も資源化率向上に向け、資源化を推進するための施策を実施する必要がある。
- ・先進事例を調査し、更なる資源化の推進に努める必要がある。

資源化量の推移

項目		単位	目標 R3	目標 R8	実績 R2	達成状況 (R3目標対比)
資源ごみ (缶・瓶)	スチール缶	t/年	33	29	26	×
	アルミ缶	t/年	4	3	8	○
	ビン(カレット、青)	t/年	10	9	0	×
	ビン(カレット、白)	t/年	38	33	24	×
	ビン(カレット、茶)	t/年	33	28	24	×
	選別後ガラス	t/年	64	55	91	○
	ガラス・瓶屑	t/年	28	24	74	○
ペット	ペットボトル	t/年	22	18	20	△
廃プラ	廃プラ	t/年	141	138	180	○
粗大ごみ	粗大鉄くず	t/年	66	65	108	○
	新聞	t/年	1	1	1	-
	雑誌		4	4	4	-
	段ボール	t/年	7	7	13	○
繊維ごみ	繊維ごみ	t/年	510	498	475	×
集団回収	古紙・古布	t/年	562	530	466	×
資源化量合計		t/年	1,523	1,442	1,670	○
資源化率		%	25.9	25.0	28.8	○

(3) ごみ処理の評価

①排出抑制

- ・粗大ごみは平成19年10月から、一般家庭ごみは平成20年10月から有料化し、発生抑制・減量化の推進を行っている。
- ・平成27年度から家庭用生ごみ処理機器の購入に対する助成を開始したが、利用者は少ないため、啓発を十分に行う必要がある。

②収集運搬

- ・本町では、委託による戸別収集を行っており、住民のごみ出しの利便性を図りつつ、平成 26 年 10 月からプラスチック製容器包装の分別回収を開始している。

③中間処理

- ・集団回収量については、まだまだ分別の余地が残されていると考えられる。

⑤最終処分

- ・最終処分量とともに最終処分率は減少傾向にあり、今後も継続して削減することが望まれる。

(4) 標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分

市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針における分別収集区分は、類型Ⅰ～Ⅲに区分されており、本町は類型Ⅱの分別を実施している。

更に細分化された分別収集区分である類型Ⅲに対し、実施できていない項目としては、生ごみの資源化、廃食用油等のバイオマスなどがあげられる。

分別収集区分		適正な循環的利用・適正処分の方法
① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	混合収集し、選別して再資源化している
	①-2 ガラスびん	①-1 と混合収集、選別して再資源化している
	①-3 ペットボトル	収集後に減容して再資源化している
	①-4 プラスチック製容器包装	収集後に委託して RPF を製造し燃料として再生している
	①-5 紙製容器包装	集団回収と持ち込みのみ
②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ		集団回収と持ち込みのみ（布類は有償）
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		実施していない
④小型家電		受入れは役場及び文化会館のみ、持ち込みは有料
⑤燃やすごみ		全連続燃焼式流動床式焼却炉 焼却時に発生する熱をエネルギーとして利用していない
⑥燃やさないごみ		金属等の回収、燃やせる残さの選別を実施
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		①-1 と同日別袋で乾電池、水銀体温計、蛍光管を収集
⑧粗大ごみ		粗大ゴミ処理券を貼り付けて収集日に収集又は持ち込み 金属等の回収、燃やせる残さの選別を実施

◇「RPF」とは Refuse derived Paper and plastics densified Fuel の略称で、マテリアルリサイクルが困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした高品位の固形燃料

4 課題の抽出

ごみ処理の評価、地球温暖化に関する社会情勢及び今後の施設運営等を踏まえ、課題を抽出する。

(1) 排出抑制

①計画の周知

- ・一般廃棄物処理基本計画の趣旨、目的、目標について住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得る必要がある。
- ・策定後は、広報誌に定期的に掲載するなど、住民、各種団体、廃棄物処理業者、排出事業者に広く周知する必要がある。

②関係目標・指標等の達成

- ・廃棄物処理法基本方針における目標・指標等

一般廃棄物の減量化の目標量（令和2年度）

排出量	約 12%削減（平成 24 年度比）
再生利用率	約 21%削減（平成 24 年度）から 約 27%に増加させる
最終処分量	約 14%削減（平成 24 年度比）
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約 500 グラム

③再資源化率の向上

- ・プラスチック製容器包装の他、更なる資源の分別を検討。
- ・分別した資源を合理的かつ適切に集めてリサイクルしていく。

④廃棄物処理施設整備計画における目標・指標等

- ・ごみのリサイクル率 26%
- ・※ゴミ焼却施設の発電

(2) 収集運搬

- ・本町では戸別収集を行っており、その中でプラスチック製容器包装の収集を開始した。今後も効率性・経済性を考慮し、必要に応じて見直しを行う必要がある。
- ・市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針に基づき、分別収集区分を検証する。

(3) 中間処理

- ・本町の資源化率は、大阪府平均が増加傾向にあるものの、ほぼ横ばいで推移している。特に力を入れてきた集団回収については減少傾向にあるため、今後も住民へのさらなる啓発が必要である。
- ・分別を開始したプラスチック製容器包装をはじめ、さらに資源の分別収集を推進する必要がある。

(4) 最終処分

- ・本町では焼却残渣の最終処分を委託しており、大阪湾フェニックスセンターへ搬出している。大阪湾フェニックスセンターの長期利用及び委託費の削減のため、最終処分量削減に努める必要がある。

(5) ごみ処理経費

- ・クリーンセンターのごみ処理経費は、5億円～8億円台で推移しており今後もコストの増大が想定されるため、ごみ処理費用削減に向けた取り組みは不可欠です。
- ・本町では厳しい財政状況に加え、少子高齢化・人口減少の進行、地域経済に対する懸念等、様々な社会経済情勢に対応することも求められていることから、エネルギーを有効活用している近隣の一般廃棄物処理施設への委託、或いは PPP/PFI を活用した廃棄物処理について調査・検討が必要です。

他市町とのごみ処理経費比較（住民一人あたりの経費）

	平成 29 年処理費	平成 30 年処理費
忠岡町	33.113 円	34.633 円
A 市	7.475 円	7.825 円
B 市	9.310 円	9.934 円
C 市	7.592 円	7.732 円
D 市	11.153 円	11.495 円
E 町	17.719 円	16.469 円
F 町	17.504 円	17.054 円
G 町	19.049 円	18.679 円
H 町	13.826 円	14.885 円
I 町	19.170 円	19.509 円
J 町	21.975 円	26.458 円

- ・大阪府の一般廃棄物（大阪府発行）ごみ関係経費を、大阪府推計人口で除した額
- ・費用は、ごみ収集運搬、処理費、職員の人件費等すべての経費が含まれる

(6) 標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分

市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針における分別収集区分は、類型Ⅰ～Ⅲに区分されており、本町は類型Ⅱの分別を実施している。

更に細分化された分別収集区分である類型Ⅲに対し、実施できていない項目としては、生ごみの資源化、廃食用油等のバイオマスなどがあげられる。

分別収集区分		適正な循環的利用・適正処分の課題
① 資源 回収す る容器 包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	アルミ・スチール缶の回収業者等 への売却等
	①-2 ガラスびん	びん商等への売却等
	①-3 ペットボトル	容器包装リサイクル協会の引き取り等による再商品化
	①-4 プラスチック製容器包装	RPF を製造し燃料として再生
	①-5 紙製容器 包装	集団回収と持ち込みのみ
②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ		回収業者等への売却等
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		メタン発電、バイオディーゼル燃料の利用検討
④小型家電		回収場所の増について検討
⑤燃やすごみ		本町のごみ焼却時に発生する熱を、エネルギーとして利用 検討
⑥燃やさないごみ		金属等の回収業者等への売却等
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		性状に見合った再生利用又は適正処分検討
⑧粗大ごみ		修理等して再使用、金属等の回収業者等への売却等

(7) 災害廃棄物への対応

・平成 30 年台風 21 号の暴風災害を教訓に、災害廃棄物の処理方策を検討。

第4章 ごみ処理基本構想

1 課題に基づく検討事項

ごみ処理における課題として、循環型社会形成に資する取り組みと、ごみ処理経費の問題があります。特に後者は本町のごみ処理システムと密接な関係にあるため、現有施設の包括的整備運営管理事業（令和2年4月1日～令和6年3月31日）完了後の、令和6年4月1日以降のごみ処理方式について検討を行う。

(1) 現有施設での処理継続 (2) 近隣の広域処理組合に委託 (3) 民間委託（将来公民連携 PPP（Public Private Partner-ship）/ PFI（Private Finance Initiative）に移行）について比較を行う。

なお、本町単独での施設建て替えは、国の交付金制度が利用できないこともあり、比較項目には加えない。

(1) 忠岡町単独処理 [CASE①]

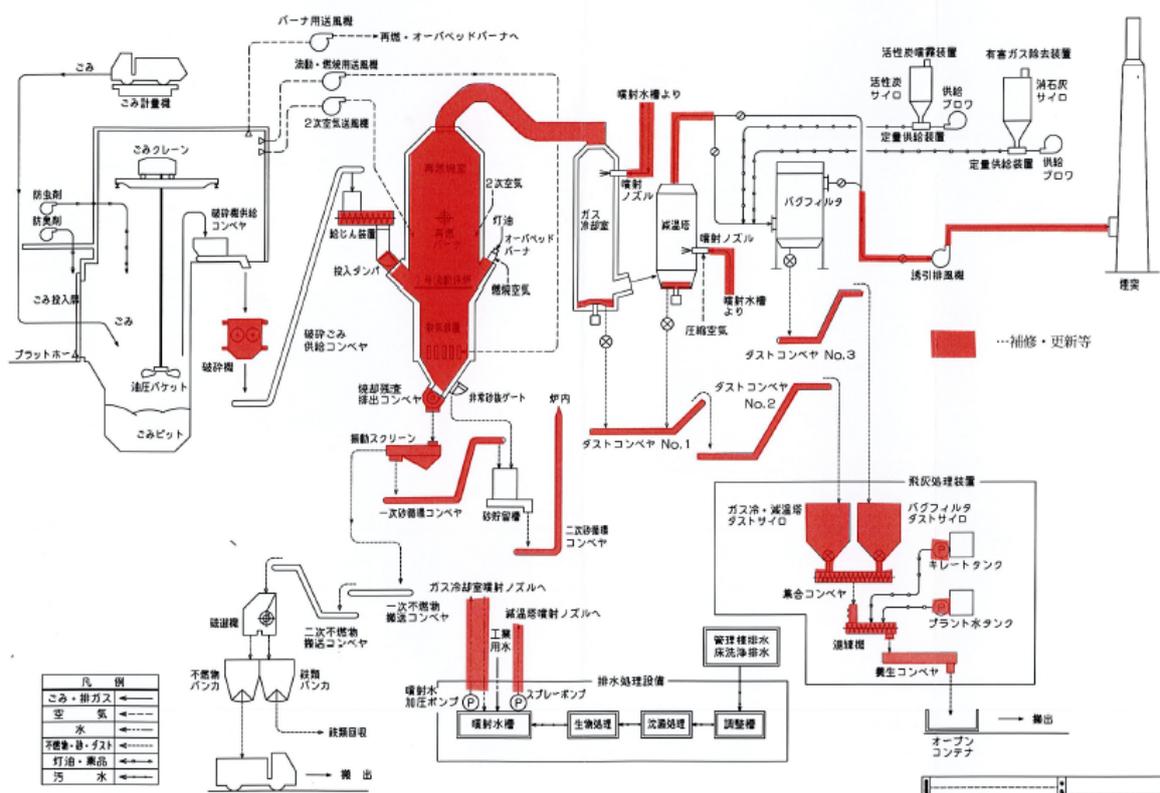
ごみ処理施設は焼却による高温暴露、腐食性ガスや液体に触れること、24時間連続運転の機器が多く消耗しやすいため、定期的に維持工事を実施しても耐用年数は30年程度とされています。クリーンセンターは昭和60年に建設され約35年経過し、これまで改修工事を重ね機器の一部は更新されていますが、施設全般的に老朽化が進行しています。

令和6年3月までの間、安全かつ安定的にごみ焼却が行えるよう、令和2年度と3年度に大規模改修工事を実施しましたが、老朽化に伴う各機器の更新や施設の改修は定期的に発生すると思われます。

①クリーンセンターの改修履歴

- ・昭和61年4月 クリーンセンター稼働
- ・平成9年度 黒煙対策及び灰固形化対策
- ・平成11年度 2号炉のダイオキシン類恒久対策工事を行い運転時間延長。
(計画処理能力は2号炉のみで30t/24h)
- ・平成21年1月 10年3カ月の長期包括整備運営管理委託
(1号炉の大規模改修工事)
- ・平成22年4月 2号炉を休止
- ・平成25年度 高圧受電設備改修工事
- ・平成26年度 粗大ごみ破碎機油圧配管修繕
- ・平成27年度 粗大ごみ破碎施設更新工事煙突内面補修工事等
- ・平成27年度 煙突内面補修工事
- ・平成28年度 煙突外筒補修工事、プラットホーム側溝改修
- ・平成30年度 煙突内筒整備、台風21号被害に係る補修工事
- ・令和2年度 大規模改修工事（3億7400万円）
- ・令和3年度 大規模改修工事（2億2000万円）

②令和2年度工事



1. 破砕機更新



2. 給じん装置更新



3. 投入ダンパ更新



4. 焼却炉耐火物補修



5. 散気管更新



6. 焼却残渣排出コンベア更新



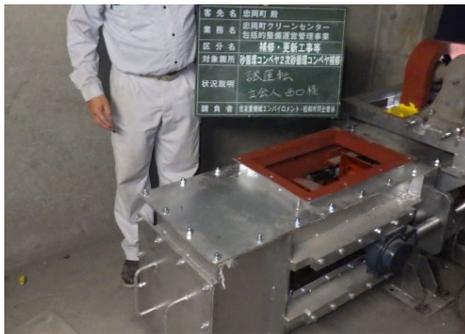
7. 振動スクリーン補修



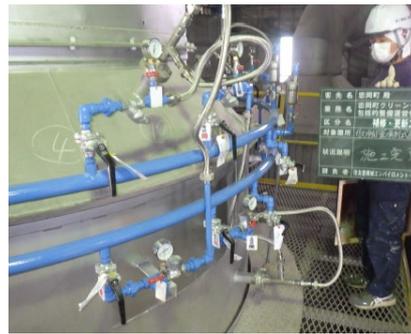
8. 第1次砂循環コンベア更新



9. 第2次砂循環コンベア更新



10. ガス冷却室水噴射式配管補修



11. 減温塔水噴射式配管補修



12. 煙道更新



13. 灰出設備ダストコンベア更新



14. 飛灰処理装置更新



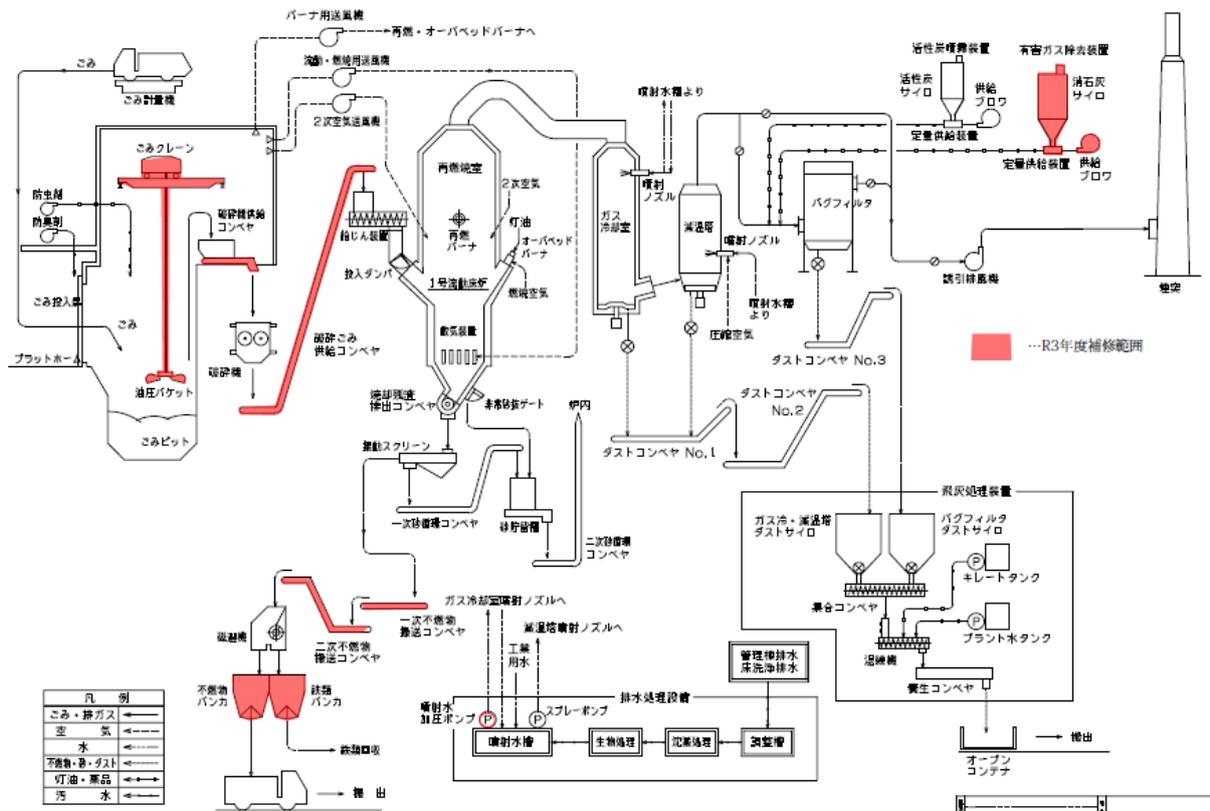
15. 空気圧縮機更新



16. 排水処理設備フィルタープレス更新



③令和3年度工事



[改修場所]

1. ごみクレーン補修
2. 破碎機供給コンベヤ補修
3. 破碎ごみ供給コンベヤ
4. 送油ポンプ取替
5. ガス冷却室噴射水加圧ポンプ1台補修
6. 有害ガス除去装置補修
7. 不燃物搬出コンベヤ1次2次補修
8. 不燃物バンカ補修
9. 電気設備
 - ・中央操作室機器類一部更新
 - ・バグフィルタ、活性炭噴霧装置制御盤一部更新
 - ・ごみ破碎機制御盤一部更新
 - ・減温塔制御盤一部更新

④過去5年間のクリーンセンター費

※決算額

名 称	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事務用消耗品費等	33,457	16,425	57,873	27,032	17,182
電気使用料	179,653	406,844	302,297	13,968,572	15,147,783
上水道使用料	0	23,343	21,258	3,178,639	3,424,201
修繕料（ペット減容機等）	2,430,000	1,483,704	629,640	497,200	103,400
電話使用料等	165,991	122,862	170,636	147,168	104,320
電気保安委託料	533,688	683,246	597,678	538,632	543,576
焼却残渣搬出委託料	18,635,808	17,554,944	18,897,708	19,078,242	19,481,000
不燃物等搬出委託料	5,010,620	5,784,362	4,396,927	6,426,406	6,475,666
資源ごみ選別処理委託料	8,913,180	8,913,180	8,913,180	9,139,590	9,226,800
その他プラ処分委託料	12,254,578	12,785,239	13,346,149	13,861,242	15,311,890
繊維等処分委託料	23,856,646	23,653,091	25,091,265	25,364,817	26,024,000
クリーンセンター整備運営 管理委託料	358,328,570	358,328,570	358,328,573	299,750,000	222,750,000
ダイオキシン等検査委託料	243,000	264,600	284,040	0	275,000
報償費、計画等策定等	7,108,120	6,901,520	10,301,840	4,633,920	0
クリーンセンター 各機器更新工事	17,668,800	280,800	12,690,000	0	374,000,000
長期包括前年度精算金等	12,207,838	9,052,126	12,529,354	10,896,380	0
合計	467,569,949	446,254,856	466,558,418	407,507,840	692,884,818

⑤ごみ処理経費

クリーンセンター費 (各機器更新工事がない場合)	318,884,000 円
クリーンセンター費 (平成28年～令和2年までの5年平均)	496,155,000 円

- ・上段は令和2年度クリーンセンター費決算額から各機器更新工事費を引いた金額。
- ・令和6年4月以降、経年に応じた各機器更新や施設の修繕工事が必要となる。

(2) 広域処理組合に委託 [CASE②]

近隣の広域処理組合に委託し処理。

①課題

- ・搬入ルート 環境アセスメントの実施
- ・地元説明 地元自治会に対する説明
- ・事業系ごみ取扱 事業系ごみ袋の導入
- ・分別・収集方法 現在の分別収集方法で問題なし
- ・処理量 搬入量 約 5000 トン/年
- ・直接搬入ごみ ごみ処分手数料は組合に合わせる必要があり増額になる
(忠岡町は 5 0 0 円/50 kg、組合は 1 5 0 円/10 kg)

②委託料を含めたごみ処理経費

近隣の広域処理組合 委託料	310,827,000 円
その他諸経費	

- ・委託料は組合の令和 2 年度決算額をベースに計算されている。
- ・委託料には施設の維持工事費負担分が含まれているため年度により増減が生じる。
- ・その他諸経費として、ごみ運搬に係る加算額等を含む。

③懸案事項

- ・ごみの運搬距離が長くなり、ごみが収集される時間が現在より遅くなる。
- ・災害時等、忠岡町内でごみを焼却し、ストックする機能がなくなる。
- ・ゴミを持ち込む際の住民負担（料金及び距離）が増える。
- ・将来組合施設の更新事業が実施された際には、新施設建設費の負担が生じる。

(3) 民間に委託 [CASE③]

三重県伊賀市の民間処理施設 三重中央開発（株）三重リサイクルセンター他に委託し処理。（ごみはクリーンセンター内で大型車両に積み替えて移送される）

①課題

- ・一般廃棄物は法令により市町村が適正な中間処理及び最終処分を確保する必要があることから、民間施設に移送し処理をするのは一時的なもので、近隣処理組合への加入や忠岡町に新たな処理施設が出来るまでの間となる。
- ・処理施設を忠岡町単独で建て替える場合は、国の交付金制度が利用できないことから、公民連携方式 PPP（Public Private Partner-ship） / PFI（Private Finance Initiative）を活用していくことになる。
- ・パートナーとなる民間企業（グループ）を公募し、公民連携協定を締結した後に、施設整備に向けた具体的な作業を進めることになる。施設は一般廃棄物と産業廃棄物（廃木材等で忠岡町と協議の上搬入種類を設定）の混焼施設として民設民営で整備され、忠岡町は施設を運営する特定目的会社 SPC（Special Purpose Company）にごみ処理を委託する形になる。
- ・ごみの検量、検査、手数料の収納等を行う職員の配置が必要。

②委託料を含めたごみ処理経費

民間処理施設 委託料 中継施設整備運営等の諸経費	310,228,000 円
-----------------------------	---------------

- ・民間処理施設委託料は、ごみ移送費と処分費で構成されている。
- ・中継施設整備運営等の諸経費は以下の費用を含む。
 - 1) 中継施設整備費（10年間の長期契約で支出平準化）
 - 2) 中継施設運営費（従事者4名、重機その他施設運営に必要な用具等を含む）
 - 3) ごみ中継施設の電気、水道、電話使用料
 - 4) 一般廃棄物搬入先自治体へのごみ搬入負担金
- ・（公民連携施設完成後）廃棄物搬入に対する協力金の収入が見込める。

③懸案事項

- ・中継施設の建設位置等により、既存施設の一部解体が必要となる。
- ・（公民連携施設完成後）ごみの搬入車両が増える。

2 ごみ処理の基本的な考え方

(1) 基本方針の設定

現計画の基本方針は、循環型社会の形成を目指すため、住民・事業者・行政の3者がこれまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、環境に配慮した行動を実践していくことが重要であるとし、さらなるごみの減量化と資源化の推進に向け、引き続き以下の基本方針に沿って取り組んでいくものとしています。

平成28年度基本方針

基本方針	取り組み内容
①排出抑制の推進	住民・事業者に対してごみの排出抑制に対する意識の啓発を行い、主体的協力を働きかけていく。
②資源化の推進	発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で再使用を図るとともに、資源化できるものを極力分別し、集団回収等の資源分別回収を推進していく。
③適正処理の推進	ごみとして排出されたものについては、忠岡町クリーンセンターにおいて適正処理を行うとともに、施設の適正な維持管理を継続していく。

今回改定にあたり、①排出抑制の推進及び②資源化の推進については、以下に掲げる項目を基本方針に盛り込んでいくものとします。

- ・持続可能な社会をめざして目標を掲げた”SDGs”の達成に貢献すること。
- ・第四次循環型社会形成推進基本計画に基づき、多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生など、持続可能な社会づくりへの取り組み。
- ・一般廃棄物処理における地球温暖化対策。
- ・循環型社会づくりを踏まえた廃棄物処理システムの構築。

③適正処理の推進については、令和6年4月以降のごみ処理について、厳しい財政状況、少子高齢化と人口減少の進行等、様々な社会経済情勢に対応することも併せて求められていることから、ごみ処理システムの方向性を定め、基本計画に繋げていく。

(2) 上位計画と関連計画

[国及び大阪府の計画等]

- ①廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 に基づき国の廃棄物処理における基本的な方針を定めている。平成 13 年 5 月に告示された基本方針は、今次の廃棄物処理における諸課題の解決を図り、循環型社会への転換を図るため、平成 28 年 1 月に改定版が告示された。

- ②第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるもので、平成 30 年（2018 年）6 月 19 日に第四次循環計画を閣議決定。

- ・多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・適正処理の更なる推進と環境再生
- ・万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ・適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

- ③廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月）

廃棄物処理法に基づき、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めるもので、2018 年度～2022 年度を計画期間とする。人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進。

- ・基本原則に基づいた 3R の推進
- ・気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
- ・地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

- ④大阪府循環型社会推進計画（令和 3 年 3 月）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく都道府県廃棄物処理計画(第 5 条の 5)、 「2030 大阪府環境総合計画」の資源循環分野の個別計画で、計画期間は 2021 年度から、2025 年度までの 5 年間。

[忠岡町の計画]

- ⑤第 6 次忠岡町総合計画（令和 3 年 3 月）

総合的かつ計画的な行財政運営を進めるための指針であり、まちづくりの基本的な理念や目標などを定める基本構想、基本計画、実施計画などから構成され、まちの今後の進むべき方向を示すものです。計画期間は 2021 年度から 2030 年度までの 10 年間。

3 基本構想

基本構想では、廃棄物処理法第6条第2項に基づき、以下の項目について基本的な考え方を整理するもので、具体的な調査及び計画は、令和4年度基本計画策定時に行うものとします。

(1) ごみの発生量及び処理量の見込み

①人口及び事業活動等の将来予測

- ・人口の将来予測は、「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）を用いる。
- ・事業系ごみは従業者数や事業所数の推移や経済状況の変化等に左右されることから、状況に応じてこれらの予測を行う。

②ごみ発生量の将来推計

- ・ごみの排出抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合ごみの発生量が将来的にどのように変化するかについての推計を行う。
- ・予測手法は、過去の実績から一人一日当たり発生量(g/人・日)を算出し、この実績をトレンド法等を用いて将来推計した上で、将来予測人口を乗じて発生量を予測する。
- ・家庭、事業所等におけるごみの排出の抑制、再生利用の促進のために実施する政策を踏まえた目標値を設定する。
- ・循環型社会形成に向けた改善を行わない現状のままの状態での推移した場合の予測値と、諸施策により達成される目標値が比較できる時系列グラフを作成する。

(2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

循環基本法に定められた基本原則に則り、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。

①忠岡町の役割

- ・一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進や排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、必要な施策を検討する。
- ・分別収集区分の検討、資源ごみの集団回収への助成、排出抑制や再生利用に取り組む小売店等の支援、再使用の促進などを検討する。

- ・住民、事業者に対しごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な分別に関する適切な啓発や情報提供を行う。
- ・一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導及び事業系一般廃棄物の有料ごみ袋制度の導入を検討する。
- ・容器包装廃棄物の排出抑制としてマイバッグの持参に加え、繰り返し使用可能な容器（リユース容器）を用いている商品等の選択を推進することにより、容器包装廃棄物の排出の抑制に取り組む。
- ・食品ロス・食品廃棄物の排出抑制のため、事業者や住民への呼びかけに努める。
- ・環境物品等の使用促進として、市町村自らも事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向け行動していく。

②住民の役割

- ・古新聞、古雑誌等、衣類、段ボール等の集団回収は、ごみの減量化の観点から有効であることから、積極的に活用する。
- ・容器包装廃棄物の排出抑制として、商品の購入に当たっては、マイバッグ等を持参しまた、繰り返し使用可能な容器（リユース容器）を用いている商品等を選択すること等によって、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制に取り組む。
- ・可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択する。

③事業者の役割

- ・製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において 排出されるごみの排出抑制に努める。
- ・過剰包装の抑制として、消費実態に合わせた容器包装の簡易化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供に努める。
- ・環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等として、トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制する。
- ・一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、売れ残りを減らす仕入れの工夫をするなど、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫する。

(3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

家庭、事業所から排出されたごみを資源化するため、なるべく排出する段階で再生利用に配慮した区分で分別収集することが必要であるので、今後もさらなる資源化の向上及び収集システムの継続的改善に向け、適宜見直しを行っていく。

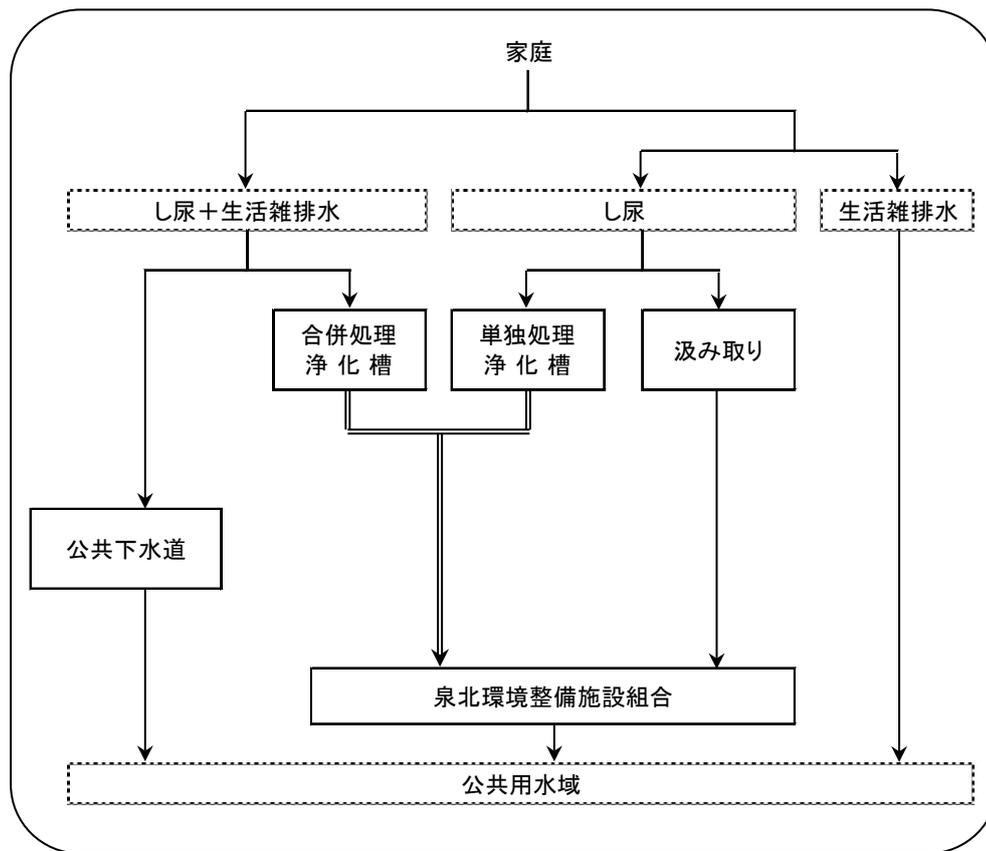
第5章 生活排水処理

1 生活排水処理の現況

(1) 生活排水処理体制

本町では、し尿と生活雑排水を併せて処理する公共下水道、合併処理浄化槽を使用している世帯と、し尿のみを処理する単独処理浄化槽を使用している世帯及びし尿の汲み取りを行っている世帯とがある。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、泉北環境整備施設組合に搬入され処理している。



生活排水処理体制

区分	処理対象物	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	町
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	世帯
単独処理浄化槽	し尿	世帯

生活排水の処理主体

(2) 生活排水処理人口の実績

忠岡町では、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿収集による生活排水の処理を行っている。

過去3年間の生活排水処理形態別人口の推移について、下表に示す。令和2年度は、計画処理区域内人口16,895人のうち14,893人については、水洗化・生活雑排水処理がなされており、水洗化・生活雑排水処理率は88.2%となっている。

処理形態別人口

区分/年度	平成30年	令和1年	令和2年
計画処理区域内人口	17,144人	17,066人	16,895人
公共下水道	14,929人	14,944人	14,859人
合併処理浄化槽	35人	34人	34人
計	14,964人	14,978人	14,893人
処理率(%)	87.3%	87.8%	88.2%
水洗化生活雑排水未処理人口(単独浄化槽)	1,080人	1,033人	991人
非水洗化人口(汲み取り人口)	1,100人	1,055人	1,011人

(3) し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

過去3年間におけるし尿・浄化槽汚泥収集量について、下表に示す。令和2年度は、総量1,505kℓ/年のうち、し尿量が915kℓ/年と約60.8%を占めている。

平成27年度実績と比較すると、収集量は大幅に減少している。

し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績

区分/年度		平成30年	令和1年	令和2年
収集人口 (人)	し尿	1,100	1,055	1,011
	浄化槽	1,115	1,067	1,025
収集量 (kℓ/年)	し尿	1,153	1,123	915
	浄化槽汚泥	528	484	590
	計	1,681	1,607	1,505
原単位 (ℓ/人・日)	し尿	2.87	2.92	2.48
	浄化槽汚泥	1.30	1.24	1.58

2 基本方針

(1) 生活排水処理基本方針

①生活排水処理の基本理念

生活排水処理に関し、より一層の生活排水処理施設の整備に努め、一般家庭等から生じる生活排水を衛生的に処理することを基本理念とし、清潔で衛生的な生活環境の実現と公共用水域の水質保全を図るものとする。

②生活排水処理の基本方針

本町では、令和3年度末現在、污水管については96.8%の整備が完了しており、今後継続して整備を進めるとともに、公共下水道人口を100%とすることを目指し、水洗化率の向上を図る。

(2) 生活排水処理の目標

①達成目標

公共下水道等の集合処理施設への接続及び合併処理浄化槽の普及により生活排水処理を進めていくものとする。整備済区域人口及び公共下水道接続人口の設定は、基本計画においておこなう。

(3) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

①収集・運搬計画

現在、許可業者による収集・運搬が行われている。平成28年6月より泉北環境整備施設組合で処理を行っているが、収集運搬の現体制は今後も継続していくものとし、収集対象世帯数等に大きな変動が生じた場合は適宜見直しを行うものとする。

②中間処理計画

平成28年6月より泉北環境整備施設組合において効率的で安定した処理を行っており、そのため、忠岡町し尿処理場については現在休止している。今後は、廃止等の手続きを行う必要がある。

③広報・啓発活動

- ・環境学習の充実及び環境情報の提供
- ・地域住民との連携
- ・浄化槽の適切な維持管理及び下水道への早期接続

忠岡町一般廃棄物処理基本構想

令和4年（2022年）5月

発行／忠岡町 編集・制作／住民部 生活環境課

〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34-1

TEL：0725-22-1122（代表）

URL：<https://www.town.tadaoka.osaka.jp/>